

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次条に定める地域まちづくり団体等や公立公民館等に対して、専門的な知識やノウハウ等を有する人材を派遣する「宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域まちづくり団体等 地域協議会のほか、地域まちづくり推進委員会及び地域のお宝発掘・発展・発信事業の実施者をいう。
- (2) 公立公民館等 宮崎市公民館条例（昭和57年3月29日条例第7号）第2条、宮崎市コミュニティーセンター条例（昭和60年9月27日条例第35号）第2条、宮崎市交流センター条例（平成8年3月27日条例第12号）第2条、宮崎市佐土原総合文化センター条例（平成17年12月20日条例第117号）第1条第3項の内、久峰中校区活動センター、宮崎市農村環境改善センター条例（平成17年12月20日条例第171号）第2条（佐土原地区農村環境改善センターを除く。）の施設をいう。
- (3) 地域まちづくりアドバイザー 第5条の規定による登録を受け、専門的な知識やノウハウ等を生かし、地域まちづくり団体等や公立公民館等に対して、助言や指導等を行う者をいう。

(地域まちづくりアドバイザーの利用)

第3条 この事業は、第4条の各号に掲げる活動において、地域まちづくり団体等や公立公民館等の利用に限るものとする。

- 2 地域まちづくり団体等や公立公民館等は、次の各号に掲げる活動において、この事業を利用することができない。
 - (1) 営利を目的とする活動（利益の配当を伴わない収益事業を除く。）
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域まちづくりアドバイザーの派遣分野)

第4条 地域まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣分野は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 組織の運営に関する助言や指導等
 - ① 経営マネジメント
 - ② 人材育成

- ③ 法人化
- ④ 会計処理
- ⑤ 資金調達
- ⑥ その他組織の運営に関すること

(2) 地域課題の解決に向けた取組に関する助言や指導等

- ① ファシリテーション・コーディネート
- ② マーケティング・コミュニティビジネス
- ③ アンケートやニーズ調査
- ④ 広報
- ⑤ 個別事業や講座、研修会の構築または展開

- | | |
|--------------|--------------|
| ア 防犯や防災 | カ 男女共同参画 |
| イ 環境保全やリサイクル | キ 住民相互の交流 |
| ウ 保健や福祉 | ク 地域外からの誘客 |
| エ 教育や文化 | ケ 特産品開発や販路拡大 |
| オ 子育て | コ その他 |

- ⑥ その他地域課題の解決に向けた取組に関すること

(アドバイザーの登録)

第5条 地域自治区事務所長は、アドバイザーとして登録しようとする者について、地域まちづくりアドバイザー登録推薦書（様式第1号）により、市長に推薦することができる。

2 地域まちづくり団体等や公立公民館等は、アドバイザーとして登録しようとする者について、地域まちづくりアドバイザー登録推薦書（様式第2号）により、市長に推薦することができる。

3 市長は、第1項及び第2項の推薦があったときは、その内容を審査し、前条に規定するいずれかの派遣分野において、知識や経験を有し、現にその業に従事している者を、アドバイザーとして登録するものとする。

4 市長は、前項の規定によりアドバイザーとして登録を決定した者について、地域まちづくりアドバイザー登録証（様式第3号）を交付し、地域コミュニティ課長は、推薦した地域自治区事務所長または地域まちづくり団体等や公立公民館等に、その写しを送付するものとする。

5 市長は、前項の地域まちづくりアドバイザー登録証の内容の一部を公表するものとする。

(アドバイザーの登録期間)

第6条 アドバイザーの登録期間は、登録を決定した日から当該年度の3月31日までとする。

(アドバイザー登録の内容変更等)

第7条 アドバイザーは、登録内容に変更が生じたときは、速やかに地域まちづくりアドバイザー登録内容変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、地域まちづくりアドバイザー登録証（様式第3号）を交付するものとする。

3 アドバイザーは、登録の取消しを申し出るときは、地域まちづくりアドバイザー登録取消申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（アドバイザーの派遣）

第8条 アドバイザーの派遣を依頼する地域まちづくり団体等や公立公民館等は、地域まちづくりアドバイザー派遣申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。なお、複数の地域まちづくり団体等や公立公民館等が合同で申請する場合は、いずれか1団体が申請主体となって申請するものとする。

2 市長は、申請書を確認し、派遣を予定するアドバイザーと協議した上で、同意が得られれば、地域まちづくりアドバイザー活動依頼書（様式第7号）により、アドバイザーに活動を依頼し、申請した地域のまちづくり団体等や公立公民館等に地域まちづくりアドバイザー派遣決定通知書（様式第8号）を送付するものとする。

3 アドバイザーの派遣回数は、一つの地域まちづくり団体等につき、当該年度において2回を限度とする。ただし、地域協議会や公立公民館等に対して派遣する場合はこの限りではない。

4 アドバイザーの活動時間は、1回当たり4時間以内とする。ただし、活動時間には、事前の調整等は含まないものとする。

5 市長は、アドバイザーに対し、適宜、情報提供を行うとともに、必要に応じて、アドバイザーの意見を聴かなければならない。

6 アドバイザーを利用した地域まちづくり団体等や公立公民館等は、終了後、速やかに地域まちづくりアドバイザー派遣報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（報償費）

第9条 市長がアドバイザーに支払う報償費は、一回の派遣（オンラインによる派遣も含む）につき、24,000円とし、従事した時間が2時間未満の場合は、その半額を支払うものとする。この場合において、交通費やアドバイザーの補助要員に係る経費等は、当該報償費に含むものとする。

2 前項のアドバイザーの報償費は、本市の各所属等が設置するアドバイザー等の制度が存在する場合は、当該アドバイザー等の制度の報償費を優先させるものとする。

（アドバイザー登録の取消）

第10条 市長は、アドバイザーが、次のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を取り消すことができる。

（1）アドバイザーとしての資質に欠けると認めたとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたと認めるとき。

(3) アドバイザーが、第7条第3項の申出をしたとき。

(庶務)

第11条 この事業に関する庶務は、地域自治区事務所と連携し、地域コミュニティ課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地域応援！アドバイザー派遣事業に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

年 月 日

宮崎市長 殿

（地域自治区事務所長）

地域まちづくりアドバイザー登録推薦書（個人用）

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり、アドバイザーを推薦いたします。

ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日		昭和 ・ 平成 年 月 日
住 所		
専 門 分 野		
アドバイス可能な事項		
講演会や論文等の実績		
P R 事 項		
経 歴	職 歴	
	資 格	
連 絡 先	電 話	
	F A X	
	メ ー ル	
勤 務 先 等	商号又は名称	
	役 職	
	電 話	

※ 顔写真や活動写真を添付してください。

年 月 日

宮崎市長 殿

（地域自治区事務所長）

地域まちづくりアドバイザー登録推薦書（法人用）

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり、アドバイザーを推薦いたします。

会社概要	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	設立日	
	資本金	
	従業員数	
	内本事業に係る員数	
	事業内容	
	拠点数	
部署等		
専門分野		
アドバイス可能な事項		
コンサルタント等の実績		
講演会や論文等の実績		
PR事項		
連絡先	担当者職氏名	
	電話	
	F A X	
	メー ル	

※ 活動写真を添付してください。

年 月 日

宮崎市長 殿

（推薦団体名および代表者名）

地域まちづくりアドバイザー登録推薦書（個人用）

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり、アドバイザーを推薦いたします。

ふ り が な		
氏 名		
生 年 月 日		昭和 ・ 平成 年 月 日
住 所		
専 門 分 野		
アドバイス可能な事項		
講演会や論文等の実績		
P R 事 項		
経 歴	職 歴	
	資 格	
連 絡 先	電 話	
	F A X	
	メ ー ル	
勤 務 先 等	商号又は名称	
	役 職	
	電 話	

※ 顔写真や活動写真を添付してください。

年 月 日

宮崎市長 殿

（推薦団体名および代表者名）

地域まちづくりアドバイザー登録推薦書（法人用）

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり、アドバイザーを推薦いたします。

会社概要	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	設立日	
	資本金	
	従業員数	
	内本事業に係る員数	
	事業内容	
	拠点数	
部署等		
専門分野		
アドバイス可能な事項		
コンサルタント等の実績		
講演会や論文等の実績		
PR事項		
連絡先	担当者職氏名	
	電話	
	F A X	
	メー ル	

※ 活動写真を添付してください。

年 月 日

（地域まちづくりアドバイザー）

殿

宮崎市長

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第3項の規定により、次のとおり、アドバイザーに登録いたします。

地域まちづくりアドバイザー登録証（個人用）

ふ り が な								
氏 名								
生 年 月 日		昭和 ・ 平成 年 月 日						
住 所								
登 録 の 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日						
専 門 分 野								
<table border="1"> <tr> <td>アドバイス可能な事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>論文等の実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P R 事 項</td> <td></td> </tr> </table>		アドバイス可能な事項		論文等の実績		P R 事 項		
アドバイス可能な事項								
論文等の実績								
P R 事 項								
経 歴	職 歴							
	資 格							
連 絡 先	電 話							
	F A X							
	メ ー ル							
勤 務 先 等	商号又は名称							
	役 職							
	電 話							

※ 原則、登録証の内容（写真を含む）は、連絡先を除いて公表いたします。なお、登録証の内容に変更が生じた場合は、地域まちづくりアドバイザー登録内容変更届（様式第4号）を提出してください。

年 月 日

（地域まちづくりアドバイザー）

殿

宮崎市長

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第5条第3項の規定により、次のとおり、アドバイザーに登録いたします。

地域まちづくりアドバイザー登録証（法人用）

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
部署等	
登録の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
専門分野	
アドバイス可能な事項	
講演会や論文等の実績	
P R 事項	
連絡先	担当者職氏名
	電 話
	F A X
	メ ー ル

※ 原則、登録証の内容（写真を含む）は、連絡先を除いて公表いたします。なお、登録証の内容に変更が生じた場合は、地域まちづくりアドバイザー登録内容変更届（様式第4号）を提出してください。

年 月 日

宮崎市長 殿

（地域まちづくりアドバイザー）
氏 名

地域まちづくりアドバイザー登録内容変更届

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり、アドバイザー登録の内容変更を届け出ます。

変更後	変更前

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

宮崎市長 殿

（地域まちづくりアドバイザー）
氏 名

地域まちづくりアドバイザー登録取消申出書

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第7条第3項の規定により、アドバイザー登録の取消を申し出ます。

年 月 日

宮崎市長 殿

（地域まちづくり団体等または公立公民館等）

団 体 名

代表者職氏名

地域まちづくりアドバイザー派遣申請書

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり、アドバイザーの派遣を申請します。

派遣を希望する アドバイザー				
派遣を希望する 内容や理由				
派遣希望日時	第1希望	年 月 日	時 分	～
	第2希望	年 月 日	時 分	～
出席予定者数				
合同利用団体名 <small>（複数の団体で合同申請する 場合に関係団体名を記載）</small>				
派遣方法	オンライン ・ 対面			
開催場所				
連絡先	担当者氏名			
	電 話		F A X	
	メー ル			
	地域自治区事務所担当者氏名			

年 月 日

地域まちづくりアドバイザー

殿

宮崎市長

地域まちづくりアドバイザー活動依頼書

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり、アドバイザーの活動を依頼します。

派 遣 先	団 体 名	
	代表者職氏名	
連 絡 先	担当者職氏名	
	電 話	
	F A X	
	メ ー ル	
日 時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	
講 師 謝 金	円（要綱第9条に基づき報償を支払う）	
出 席 予 定 者 数		
派 遣 方 法	オンライン ・ 対 面	
派 遣 場 所		
内 容		
備 考		

年 月 日

（地域まちづくり団体等または公立公民館等）

団 体 名

代表者職氏名

宮崎市長

宮崎市地域まちづくりアドバイザー派遣決定通知書

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり、アドバイザーを派遣しますので、通知いたします。

派 遣 す る ア ド バ イ ザ ー	
日 時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
派 遣 方 法	オンライン ・ 対 面
派 遣 場 所	
内 容	
講 師 謝 金	円 要綱第9条に基づき、市がアドバイザーに 報償を支払います。
備 考	

※ 本決定通知後の講師謝金の変更はできませんので、記載の日時の順守をお願いします。

※ 地域まちづくりアドバイザーの派遣後は、速やかに地域まちづくりアドバイザー派遣報告書（様式第9号）を提出してください。

年 月 日

宮崎市長 殿

（地域まちづくり団体等または公立公民館等）

団 体 名

代表者職氏名

地域まちづくりアドバイザー派遣報告書

宮崎市地域応援！アドバイザー派遣事業実施要綱第8条第6項の規定により、次のとおり、アドバイザーの派遣を報告します。

派遣を受けた アドバイザー					
日 時	年 月 日 時 分 ~	年 月 日 時 分			
派遣方法	オンライン ・ 対 面				
開催場所					
出席者数					
指導や助言を 受けた内容					
感想や意見等					
評価	アドバイスの 内容	<input type="checkbox"/> 大変満足	<input type="checkbox"/> 満足	<input type="checkbox"/> やや不満	<input type="checkbox"/> 不満
	アドバイザー の対応	<input type="checkbox"/> 大変満足	<input type="checkbox"/> 満足	<input type="checkbox"/> やや不満	<input type="checkbox"/> 不満
	アドバイザー の対応時間	<input type="checkbox"/> 適当	<input type="checkbox"/> 不足	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

※ 選択肢には、該当する項目にチェック☑を入れてください。